

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件名  
令和7年度昇降機保守点検業務（沖縄職業総合庁舎）
- (2) 仕様  
入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行場所  
沖縄職業総合庁舎（那覇市おもろまち1丁目3番25号）
- (4) 履行期間  
令和7年4月1日～令和8年3月31日

### 2. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (2) 令和4・5・6年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）の九州・沖縄地域において「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」、又は「D」の等級に格付けされる者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。  
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険  
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数40人未満の企業は除く）
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数は101人未満の事業主は除く）
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

### 3. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

#### (1) 入札説明書及び仕様書の交付日時等

日時 令和7年3月4日(火)9:00~令和7年3月17日(月)17:00(土日祝日除く)

場所①沖縄労働局総務部総務課 会計第一係

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

②沖縄労働局ホームページよりダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず入札説明書

別紙9「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

(2) 入札を希望する者は、入札説明書・仕様書の交付を受け令和7年3月17日(月)17:00

までに入札参加申込みを終了すること。また、下記4(1)により紙入札を希望する者は、

「紙入札参加願」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること。

### 4. 入札

(1) 本案件は電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

(2) 入札書提出期限及び場所

日時 令和7年3月18日(火)12:00まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

### 5. 開札

日時 令和7年3月18日(火)14:00

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

### 6. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札の無効

上記2の競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札者の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約期間中に最低賃金額が改定される可能性があることを考慮して金額を算出すること。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の有無 有 ※原則、契約書の締結は電子契約によること。

(8) 積算内訳書の作成の有無 有

- (9) 詳細は入札説明書・仕様書による。
- (10) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (11) 問い合わせ先  
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1（那覇第2地方合同庁舎1号館4階）  
沖縄労働局総務部総務課会計第一係 担当 島袋  
電話（098）868-4003

以上公告する。

令和7年3月4日

支出負担行為担当官  
沖縄労働局総務部長 君島 誠

## 入札説明書

令和7年度昇降機保守点検業務（沖縄職業総合庁舎）の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 君島 誠

### 2. 競争入札に付する事項

#### (1) 調達案件名

令和7年度昇降機保守点検業務（沖縄職業総合庁舎）

#### (2) 仕様

詳細は仕様書による

#### (3) 履行場所

沖縄職業総合庁舎（那覇市おもろまち1丁目3番25号）

#### (4) 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

### 3. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (2) 令和4・5・6年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）の九州・沖縄地域において「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」、又は「D」の等級に格付けされる者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
  - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数40人未満の企業は除く）
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数アは101人未満の事業主は除く）
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

#### 4. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

##### (1) 入札説明及び仕様書の交付日時

日時 令和7年3月4日(火)9:00~令和7年3月17日(月)17:00(土日祝日除)

場所 ①沖縄労働局総務部総務課 会計第一係

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

②沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず入札説明書

別紙9「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

(2) 入札を希望する者は、入札説明書及び仕様書の交付を受け、令和7年3月17日(月)17:00までに説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。

また、下記5(1)により紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出すること。

#### 5. 入札

(1) 本案件は電子調達システムにて行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

(2) 入札を行う場合、電子調達システムによる場合は別紙7により、紙入札による場合は、別紙8により沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること

(3) この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない(別紙2, 2-2)

(4) 入札書提出期限及び場所

日時 令和7年3月18日(火)12:00まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎4階)

#### 6. 開札

(1) 開札日時及び場所

日時 令和7年3月18日(火)14:00

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする

(3) 紙による入札の場合

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(4) 再入札の取扱

開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内での入札がないときは再度入札を行うものとする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

#### 7. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札の無効

上記3の競争参加資格のない者のした入札、5(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札に関する条件に違反した入札とは、入札説明書、仕様書及び配布書類に示された内容に違反する入札をいう。

(4) 入札者の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約期間中に最低賃金額が改定される可能性があることを考慮して金額を算出すること。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の有無 有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

(8) 積算内訳書の作成の有無 有

(9) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(10) 問合せ先

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階）

沖縄労働局総務部総務課会計第一係 担当 島袋

電話（098）868-4003

## 一般競争入札参加申込書（電子調達システム入札・紙入札業者共用）

1. 件名：令和7年度昇降機保守点検業務（沖縄職業総合庁舎）
2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について
- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。 はい・いいえ
- (2) 令和4・5・6年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)における等級  
九州・沖縄地域「役務の提供」 「 」等級
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。 はい・いいえ
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。 はい・いいえ
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、  
または記載をしなかった者ではないこと。 はい・いいえ
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥  
については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。  
① 厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険  
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険 はい・いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率を達成していること、  
又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて  
障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数40人未満の企業は対象外） はい・いいえ  
・対象外
- (8) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく  
高齢者雇用確保措置を講じていること。 はい・いいえ
- (9) 「一般事業主行動計画」、を策定し都道府県労働局に届け出ていること。  
ア「次世代育成支援対策推進法」（常用労働者数101人未満の事業主は対象外） はい・いいえ・対象外  
イ「女性活躍推進法」（常用労働者数101人未満の事業主は対象外） はい・いいえ・対象外  
\* 事業所の常用労働者の人数 常用労働者数( )人
3. 厚生労働省所管法令に関する申告について
- 下記（1）から（4）の内容について誓約いたします。  
この誓約に虚偽があつたことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場  
合には、契約が解除されることなど当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。
- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。  
(2) 過去1年間に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受  
け又は送検されていないこと。  
(3) 契約締結後、当社は又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受  
け又は送検された場合には、速やかに報告すること。  
(4) 上記（1）～（3）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様  
であること。

令和 年 月 日  
支出負担行為担当官  
沖縄労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

## 誓約書

- 私  
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者(理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。))が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)  
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

## 役員名簿

役員氏名	生年月日
	大正 昭和 年 月 日 平成

参考様式です。役員一覧と各役員の生年月日がわかる一覧であれば別様式でも可

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加の停止処分を受けることに異議はありません。

令和 年 月 日  
住 所  
商 号  
代表者

支出負担行為担当官  
沖縄労働局総務部長 殿

※直近の納付事実を確認できるもの（領収等の写し）を添付して下さい。

## 紙入札参加願

弊社は、下記入札案件における電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札方式での入札参加を希望します。

理由

[ ]

記

件名 令和7年度昇降機保守点検業務（沖縄職業総合庁舎）

令和 年 月 日

参加者 住所

商号

氏名

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

## 3. 紙入札業者情報

※(1) ~ (13) まで、空欄の無いよう記入すること。

(1) 法人番号	
(2) 企業名称	
(3) 住所・郵便番号	〒
(4) 代表者氏名	
(5) 代表者役職	
(6) 代表電話番号	
(7) 代表 FAX 番号	
(8) 担当者所属名称	
(9) 担当者氏名	
(10) 担当者所属住所等	〒
(11) 担当者電話番号	
(12) 担当者 FAX 番号	
(13) 担当者メールアドレス	

## 入 札 書

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
件名	令和7年度昇降機保守点検業務（沖縄職業総合庁舎）								
<p>上記の金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって請負いたしますので、ご提示の仕様書及び契約条項、ご指示の事項を承知して入札いたします。</p> <p>※税抜き金額を記載すること。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>入札者 住所 商号 氏名 (代理人氏名)</p> <p>支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿</p>									

## 令和7年度昇降機保守点検業務(沖縄職業総合庁舎) 入札内訳書

	数量	単位	月額	金額
沖縄職業総合庁舎内 昇降機2機	12	か月		
合計額(税抜)				

業者名

---



電子調達システムによる場合の提出書類

令和7年3月17日(月)17:00まで

1. 一般競争入札参加申込書(電子入札・紙入札業者共用)(別紙1)
2. 誓約書(別紙2, 2-2)
3. 令和4・5・6年度一般競争参加資格の種類「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書(別紙3)及び直近の納付事実を確認できるもの(領収書等)  
\*上記に代えて「社会保険料納入確認書」(証明可能な直近の過去2年間対象期間とすること)及び「労働保険証明願い」(2保険年度に支払うべき労働保険料分)でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し(直近のもの)(常用労働者数40名以上の場合)
6. 高齢者雇用状況報告書の写し、報告対象となっていない者は就業規則の写し
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」(常用労働者数101人未満の事業主は除く)

※上記1から7までの添付書類をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムより提出する。

令和7年3月18日(火)12:00まで

1. 入札金額内訳書(別紙5-2)をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより提出する。

紙入札による場合の提出書類・手続

令和7年3月17日(月) 17:00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙1）
2. 誓約書（別紙2， 2-2）
3. 令和4・5・6年度一般競争参加資格の種類「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収等）  
\*上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去2年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数40名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し、報告対象となっていない者は就業規則の写し
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」（常用労働者数は101人未満の事業主は除く）
8. 紙入札参加申込書（別紙4、別紙4-2）

令和7年3月18日(火) 12:00 まで

9. 入札書（別紙5）
  10. 入札金額内訳書（別紙5-2）
  11. 委任状（別紙6）（代理人入札の場合）
- } ※9. 10. 11は封筒に入れて提出

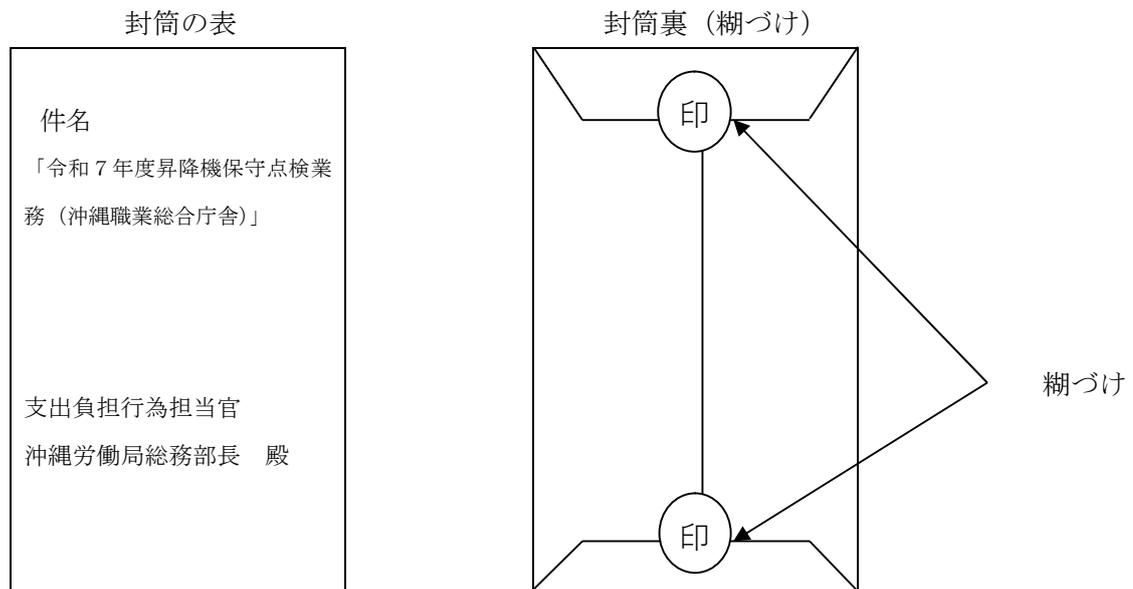
令和7年3月18日(火) 14:00

再入札の場合に、印鑑（代表者の場合は代表者印・代理人の場合は代理人の印）が必要。

再入札については、入札説明書の6. 開札（4）のとおりとする。

\*入札にあたっては、下記のとおり記載した封筒により提出下さい。

封筒の糊付け位置には必ず「割印」を押印すること。



# 入札関係書類受領書

## 【メール送信票】

沖縄労働局 総務部 総務課 会計第一係 島袋 亜友美

(メールアドレス：shimabukuro-ayumi@mhlw.go.jp)

入札件名	令和7年度昇降機保守点検業務（沖縄職業総合庁舎）	
参加入札方式 (いづれかに○)	電子入札	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
備考		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※ 本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。

## 入札注意事項

入札にあたっては、下記の事項を熟読のうえ行なってください。

### (入札心得)

1. 入札は、原則として本人が行なうこと。
2. 入札書及び委任状は、定められたものを使用すること。
3. 代理人が入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。
4. 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りがないよう確認すること。
5. 入札額の基となる入札内訳書について、積算誤り等ないように記入、作成すること。
6. 入札者は、入札書をいったん入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引き換え・変更又は取消をすることはできないこと。

### (入札の無効)

1. 競争に参加資格を有しない者が行った入札。
2. 委任状を持参しない代理人が行った入札。
3. 入札書の表記金額を訂正した入札。
4. 入札書の表記金額と入札内訳書の合計金額に相違がある入札。
5. 入札書の表記金額、氏名、印影または重要な文字が誤字し、不明瞭な入札。
6. 入札条件に違反した入札。
7. 談合その他不正の行為があった入札。

## 参考

### 予算決算及び会計令第七十条 第七十一条

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。※
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。※
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

※履行の遅延のみならず、計画・報告書の著しい遅延なども含みます

## 令和7年度昇降機保守点検業務（沖縄職業総合庁舎）総合仕様書

フルメンテナンス契約とし、昇降機の運転機能を安全かつ良好に維持するため、定期的に昇降機に関する専門的資格者による点検・給油・調整を行い、適切な保守点検を行うこと。機器等の異常、故障が認められた場合は、必要に応じ、調整、機器及び付属部品の修理取替を行うこと。

### 1. 履行場所

沖縄職業総合庁舎  
(那覇市おもろまち1丁目3番25号)

### 2. 履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日

### 3. 機種台数 日本エレベーター社製 VFⅢ—900kg-co-60m/min・5F 2基

### 4. 点検作業

受注者は毎月1回定期的に、「昇降機等検査員」等の専門的資格者により、別添「昇降機保守・点検業務標準仕様書（国土交通省建築保全業務仕様書令和5年版搬送設備）表 1.1(b) ロープ式エレベーター(マイコン制御)」に基づく昇降機各部機器の点検・給油・調整を行い、運転状態における性能を総合的に判断して、異常や不具合を発見した場合速やかに適切な処置を行うこと。

### 5. 点検項目及び点検周期

別添「昇降機保守・点検業務標準仕様書（国土交通省建築保全業務仕様書令和5年版 搬送設備）表 1.1(b) ロープ式エレベーター(マイコン制御)」による。

### 6. 点検結果の報告

建築基準法に基づき法定点検を実施し、報告書を庁舎管理者に提出すること。  
点検後の点検結果報告書については2部作成し庁舎管理者及び沖縄労働局総務部総務課へそれぞれ提出すること。

### 7. 修理取替明細

#### ① 機械室関係

- ※ 巻上機（ウォームギア分解、歯当たり調整、各ベアリング類、シーブ、マグネット、ブレーキ用ライニング、オイルシール、スラストベアリング、ギアオイル）等の調整及び取替。
- ※ 電動機（巻き線替え、コミュテーター、スリップリング、ベアリング類、メタル、カーボンブラシ）等の調整及び取替。
- ※ 受電盤、制御盤（リレー、コイル、リード線、抵抗類、コンデンサー類）等の取替。
- ※ 調速機（シャフト、メタル、プーリー、スイッチ、ピン）の取替。

#### ② 出入り口関係

ハッチドア用ハンガーローラー、シュー関係、ドアクローザー、ドアスイッチ、インジケーター用スイッチ、押しボタン用スイッチ等の取替。

#### ③ カゴ関係

運転盤関係部品、各スイッチ類、ドアマシン関係、ドアハンガーローラー、

シュー、ガイドシュー、カーライト、非常止め装置関係の修理取替。

④ 昇降機関係

カウンターウェイトガイドシュー、各スイッチ類、テールロード、主ワイヤーロープ、ガバナロープ、セーフティーロープ、テンションロープ、主レール、吊り合い重り、シリンダーパッキング等の修理取替。

⑤ その他

一般配線管、制御用ケーブル、インターホーン、保守に必要な油脂等の修理取替。

8. 除外項目

- ① カゴ、ドア、三方枠、シリンダー、ポンプ、ユニット関係、カーライトカバー、押しボタン、インジケーターカバー等の意匠部品の修理取替工事及び塗装・メッキ補修工事。
- ② カゴ、床、タイル、敷居（シール）関係の修理取替。
- ③ 昇降路周壁及び家屋部分の改修。
- ④ 修理交換及び機器搬出入に必要な建築関係工事。
- ⑤ 夜間・休日の保守点検作業は、仕様書外とする。
- ⑥ 煙探知機、消火設備、防火センター内設置の監視盤、集合インターホーン等の昇降機関連設備は、契約外とする。

9. その他

① 修理及び取替の条件

修理取替の範囲は昇降機を通常使用する場合に当然生じる磨耗及び損傷に限る。所有者、管理者又は使用者の不注意や不適当な使用・管理その他弊社の責によらない事由によって生じた修理取替は含まない。

② 作業時間

故障対策を除き、点検、整備等は発注者の就業時間内に調整の上行う。作業に必要な時間は運転休止とする。

③ 管理責任

昇降機の占有もしくは管理に基づく責任は沖縄労働局にある。

④ 定期点検時以外の不具合等の連絡を受けた場合は、時間外についても対応し、報告書を作成し、庁舎管理者に提出する。

⑤ 業務を履行するにあたり、何らかの問題が発生した際には発注者及び受注者間で会議を開催し、内容について確認する。

⑥ 契約料の請求

受注者は、発注者の毎月の検査合格後、下表の各機関別に分けて請求する。

1	高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄障害者職業センター
2	高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 高齢・障害者業務課
3	官署支出官 沖縄労働局長（那覇公共職業安定所）

⑦ 再委託について

受注した業務の全部を第三者に委託することはできないものとする。(別紙1)

また、受注した業務の一部を再委託する場合は、再委託申請書を沖縄労働局へ提出し、その承認を受けなければならないものとする。

再委託先が子会社である場合も再委託として取り扱うものとする。

## 再委託についての要件

### 第1 再委託について

- (1) 契約業者は、契約に係る事務又は委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- (2) 委託業者における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- (3) 契約業者は、一部を再委託する場合には、様式1により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。
- (4) 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対し、すべての責任を負うものとする。

### 第2 再委託先の変更

契約業者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

### 第3 履行体制

- (1) 契約業者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
  - ・ 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
  - ・ 事業参加者の住所のみの変更の場合。
  - ・ 契約金額のみの変更の場合
- (3) 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、契約業者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

※ 上記で記載した様式及び別紙については、契約書に添付することとし、契約締結後に交付する。

# 昇降機保守・点検業務標準仕様書

## 1. 業務条件

- ① (a) 本件業務を行う日時及び時間は、履行場所である沖縄職業総合庁舎施設の以下の開庁時間とする。ただし、庁舎管理者より定期点検時以外の不具合等の連絡を受けた場合は、時間外についても対応すること。

【開庁時間】 平日 8:30～17:15 (土日祝日除く)

## 2. 保守・点検共通事項

- (a) エレベーター保守・点検の項目及び内容は、次による。

エレベーターの種類	適用保守・点検表
ロープ式エレベーター(マイコン制御)	表 1.1(b)

- (c) 表 1.1(b)の点検周期は、現地で直接、業務担当者が点検する場合を示す。なお、表 1.1(b)、における保守・点検の周期は、遠隔点検を実施しない場合には周期 A を、遠隔点検を実施する場合には周期 B とする。
- (e) 遠隔監視装置を具備するエレベーターで、同装置による遠隔監視を適用する場合は、本仕様書表 3 について行う。
- (f) 遠隔点検装置を具備するエレベーターで、同装置による遠隔点検を適用する場合は、本仕様書表 3 について行う。
- (g) 表 1.1(b)の定期点検並びに表 3 の遠隔点検の周期の表記は、次による。○には数字が入るものとする。
- 1) 「○W」は、○週ごとに行うものとする。
  - 2) 「○M」は、○月ごとに行うものとする。
  - 3) 「○/Y」は、1年に○回行うものとする。
  - 4) 「○Y」は、○年ごとに行うものとする。

## 3. 故障時の対応

- (a) 受託者は、24時間出動体制を整え、不時の故障・事故に対し、最善の手段で対処すること。
- (b) 受託者は、故障、災害等により、エレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、委託者等から連絡を受け、可能な限り速やかに適切な処置を講じるよう努める。
- (c) 出動依頼から受託者が到着するまでの目標時間について、受託者の定めがある場合は、これによる。

#### 4. 消耗品

作業に必要な次に掲げる消耗品等については受託者の負担とする。

カーボンコンタクト、フィンガー、回転カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油脂類、ウエス等

※令和7年度昇降機保守点検業務（沖縄職業総合庁舎）総合仕様書を参照すること。

#### 5. 取替え又は修理の範囲

(a) 取替え又は修理の範囲は、次による。

1) 装置・機器に対して受託者が必要と認めた場合は取替え又は修理を行う。

2) 取替え又は修理の範囲は、エレベーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限り、委託者及び使用者の不注意、不適切な使用、管理その他の受託者の責めに帰することができない事由により生じる取替え又は修理は含まない。

(b) 取替え又は修理に該当する項目は、表2のエレベーターの仕様及び契約の種別の欄に「○」を記したものとする。ただし、契約の種別にかかわらず、次の取替え・修理は除く。

1) カゴ、ドア、三方枠、シリンダー、ポンプ、ユニット関係、カーライトカバー、押しボタン、インジケーターカバー等の意匠部品の修理取替工事及び塗装・メッキ補修工事。

2) カゴ、床、タイル、敷居（シール）関係の修理取替。

3) 昇降路周壁及び家屋部分の改修。

4) 修理交換及び機器搬出入に必要な建築関係工事。

5) 夜間・休日の保守点検作業は、仕様書外とする。

6) 煙探知機、消火設備、防火センター内設置の監視盤、集合インターホーン等の昇降機関連設備は、契約外とする。

7) 表2の項目以外

8) 表1.1(b)の備考欄に（※）を記した事項

(c) (a)及び(b)の該当項目に係る取替え又は修理に伴う費用は、受託者が負担する。

(d) 受託者は、エレベーターの保守に必要なエレベーター製造業者が製造・供給又は指定する部品の十分なストックと、安定供給に努めるものとする。

(e) 本節の規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、受託者の負担で引取るものとし、速やかに搬出する。

#### 6. 適用

(a) 「法定検査等」について、労働安全衛生法及びクレーン等安全規則に基づく性能検査が必要な場合は、当該法令の定めるところによる。また、委託者は受託者に性能検査の立ち会いを依頼することができる。受託者がその立ち会いを受諾するときの費用及び支払方法は、委託者、受託者協議の上、別途定めるものとする。

(b) 次に掲げるものについては別途契約とする。

- 1) 意匠部分（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃又は取替え
- 2) 遮煙構造の部材取替え
- 3) 昇降路周壁、建屋部分の補修
- 4) 機器・装置の搬入等の本件業務を行う上で必要な建築関係工事
- 5) 関係法令の改正又は官公庁の命令若しくは指導に基づく改修・点検等
- 6) 本件業務以外の業務

## 7. その他

- (a) 庁舎管理者は、緊急時等を除き、主たる業務の作業に従事し又は立ち会うこと。
- (b) 本件業務に使用する材料は、エレベーター製造業者が製造・供給又は指定する部品とし、良好な品質のものとする。
- (c) 受託者は、本件業務により発見した破損、故障等は、ただちに委託者に報告するとともに、必要に応じた措置を行うこと。
- (d) 受託者は、保守・点検作業終了後に、毎回、作業報告書を委託者に提出すること。作業報告書は表 1.1(b)の点検内容を網羅し、計測値の記載、写真の添付等により、可能な限り、具体的な作業結果を記載すること。また、遠隔監視又は遠隔点検を行う場合は、表 3 において定める項目について、異常の兆候と処置内容及び遠隔点検期間末日の状態を含む総合所見を加えた報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (e) 受託者は、業務中の災害及び事故を防止するため、作業に当たっては、受託者の負担と責任において適切な安全対策を施すこと。ただし、階段手すりの腐食・損傷、通路の確保など、委託者の負担と責任において行うべきものについては、委託者が行う。
- (f) 委託者が本エレベーターの維持管理及び建物の維持保全計画又は長期修繕計画においてエレベーターに関する事項を盛り込み、又はその事項の見直しを行う場合に助言を求めた際、受託者の立場から適切な技術的助言を行うこと。
- (g) 本エレベーターに事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から委託者が特定行政庁に報告する上で、発注者の求めに応じて報告書の作成に協力するなど保守点検業者の立場から発注者に対して必要な協力を行うこと。
- (h) 受託者は、契約書及び仕様書で定めた業務についての責任を負うものとし、発注者は、契約書及び仕様書で定めた業務以外の昇降機を常時適法な状態に維持する責任を負うものとする。

※表 1.1(b)、表 2、表 3 により点検項目、点検内容及び周期を定める。下記の記載内容は「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部令和 5 年版）を元に作成している。

表 1.1(b) ロープ式エレベーター(マイコン制御)

○ 周期 A 又は周期 B の適用は、特記による。なお、適用は表単位で同一の周期とする。

周期 A：労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは周期 B 以外の場合。

周期 B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合

○ 備考欄の( )内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該点検内容の点検周期を示し、適用は特記による。

(高稼働)：高稼働運転(当該エレベーターの起動回数が 24,000 回/月以上、又は走行時間が 100H/月以上のいずれか)を行うエレベーター

(人事院、労安法)：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター(周期 A に加えて適用する)

表 1.1(b) ロープ式エレベーター(マイコン制御)

点 検 項 目	点 検 内 容	周期 A	周期 B	備 考
1. 機械室				
a. 機械室への通行	① 機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。	1 M	3 M	
b. 室内環境	② 出入口扉の施錠の良否を確認する。	1 M	3 M	
	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。	1 M	3 M	
	② 室内又は制御盤内の温度の良否を点検する。	1 M	3 M	
	③ 手巻きハンドルの設置の有無を点検する。	1 M	3 M	
c. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	④ エレベーターに係る設備以外のものの有無を確認する。	3 M	3 M	
	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路                      ・制御回路 ・信号回路                              ・照明回路	1 Y	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	⑥ 制御盤内の清掃を実施する。	1 Y	1 Y	
⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	6 M	6 M		
d. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。	1 M	3 M	
	② 歯当りの良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	

e. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無を点検する。	1 M	3 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジヤの作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
	③ プランジヤストロークを点検し、その良否を確認する。	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無を点検する	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
	⑥ 制動力をチェックし、その良否を確認する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
f. そらせ車	① ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② 回転状態の異常の有無を点検する。	1 M	3 M	
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
g. 電動機	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
h. かが側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
i. 釣合おもり側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
j. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理
k. 主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
l. かが速度検出器	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② 正しく機能していることを確認する。	6 M	6 M	
m. 昇降路との貫	主索及び調速機ロープが機械室床の貫	1 Y	1 Y	

通部分	通部分と接触していないことを確認する。			
2. かご				
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび、腐食による劣化の有無を点検する。	1 M	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。 ③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M 1 Y 3 M	3 M 1 Y 3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
e. かごの戸連結動ロープ及びチェーン	連結ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 1 M	6 M 3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否を点検する。 ② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否を点検する。 ② 装置の異常の有無を点検する。 ③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無を点検する。	1 M 1 M —	3 M 3 M 3 M	
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無を点検する。 ② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否を点検する。 ② ルーバーの汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。	1 M	3 M	※表示が適用でない場合

p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	の交換
q. 各階強制停止装置	作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
r. かがし床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかがしの床先との水平距離及びかがし床先と昇降路壁(乗用又は寝台用のエレベーターに限る)との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1 Y	1 Y	※異常がある場合の精密調査及び修理
s. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
u. 専用操作盤 【車いす兼用の場合に限る】	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
v. 鏡及び手すり 【車いす兼用の場合に限る】	取付け状態の良否を点検する。	1 M	3 M	※調整不能の場合の修理
w 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。	1 M	3 M	
3. かがしの周囲・昇降路				
a. かがしの上部の外観	汚れの有無を点検する。	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かがし外部からの開閉の良否を点検する。 ② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。 ② 開閉機構の取付け状態の良否を点検する。 ③ 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検する。 ④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。 ⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。 ⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。 ⑦ ギヤオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態を点検する。 ⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無を点検する。 ⑨ 制御抵抗管の状態を点検する。	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	

d. リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	
e. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
f. かごつり車及びおもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
g. ガイドシュー又はガイドローラー	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
h. 主索及び调速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無を点検する。 ② 破断の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。 ④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	(人事院：1 M、 労安法：1 M)
i. ガイドレール及びレールブラケット	① 取付け状態の良否を点検する。 ② さび、変形及び摩耗の有無を点検する。	1 M 1 Y	6 M 1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	1 Y	1 Y	
k. 釣合おもり	取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
l. 釣合おもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
m. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	(人事院：1 M、 労安法：1 M) (人事院：1 M、 労安法：1 M)
n. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
o. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
p. 着床装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
q. 給油器	① 給油機能の状態を点検する。 ② 油量の適否を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
r. 終端階強制減速装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	

s. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	6 M	6 M	※エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去
	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検する。	1 Y	1 Y	※亀裂又は損傷がある場合の精密調査
	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否を点検する。	1 M	3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する。	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M	3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連結動ロープ及びチェーン	連結ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M	6 M	
j. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無を点検する。	1 M	3 M	
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	6 M	6 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものがある場合の清掃又は撤去

b. 保守用停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	(人事院：1 M、 労安法：1 M)
	② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y	1 Y	
d. 非常止めロープ	さび、振戻り、変形及び、劣化の有無並びに巻取りの良否を点検する。	1 Y	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② スプリング又はブランジャーのさびの有無を点検する。	6 M	6 M	
	③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
f. 調速機ロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無を確認する。	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ ピット床面との隙間の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。	1 Y	1 Y	
	② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
h. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	(人事院：1 M、 労安法：1 M)
	② 作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
i. 釣合ロープ(鎖)及び取付部	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、劣化の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
j. 釣合おもり底部隙間	かごが最上階に着床している時の釣合おもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。	1 Y	1 Y	
k. タイダウンセーフティ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
l. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
6. 戸開走行保護装置	戸開走行保護装置 (UCMP) の点検	1 Y	1 Y	
7. 付加装置				
イ. 地震時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
ロ. 火災時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
ハ. 非常用発電時管制運転装置 (自家発時管制運転装置)	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
ニ. 停電時救出運転装置	① 作動の良否の点検	1 Y	1 Y	

	② バッテリー液に不足がないことを確認する。	3 M	3 M
ホ. 自動放送装置	作動の良否の点検	1 M	3 M
ヘ. 監視盤・警報盤	①表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M
	②スイッチの作動の良否の点検	1 Y	1 Y
	③連絡措置の呼出し及び通話機能に異常がないことの確認	1 M	3 M
ト. 群管理			
(1). 運行状況	作動の良否の点検	1 M	1 M
(2). 制御盤及び信号盤	作動の良否の点検	1 M	3 M
チ. 遠隔監視装置 (故障自動通報システム)	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
8. その他の不可装置			
a. ピット冠水時 管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
b. 閉じ込め時リ スタート運転 装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
c. 長尺物振れ管 制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
d. 緊急地震速報 連動運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
e. 自動診断仮復 旧運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
f. マルチビーム ドアセーフテ ィー	作動の良否の点検	1 M	3 M
g. 超音波ドアセ ーフティ	作動の良否の点検	1 M	3 M
h. 乗場戸遮煙構 造	①作動の良否の点検	1 Y	1 Y
	②遮煙構造の機能の確認	1 Y	1 Y
i. かが内防犯カ メラ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
j. かが内クーラ ー	作動の良否の点検	1 Y	1 Y

表 2 取替え・修理の範囲

※表 2 の記載内容は一例であり、必要に応じて契約ごとに定める。表の内容に関しては、「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和 5 年版）を元に作成している。

表 2 取替え・修理の範囲

区分	修理の対象 (装置名)	修理又は取替え項目	エレベーターの仕様		保守契約の種別	
			ロープ式	油圧式	フルメンテナ ンス契約	POG 契約
機械室	制御盤、受電盤	バッテリー取替え	○	○	○	
		リレー取替え	○	○	○	
		コンデンサー類取替え	○	○	○	
		電磁接触器接点(リード線含む) 取替え	○	○	○	
		ヒューズ類交換	○	○	○	○
		半導体、プリント基板取替え	○	○	○	
		インバータ、コンバータ取替え	○	○	○	
		抵抗管取替え	○	○	○	
		整流器取替え	○	○	○	
		変圧器取替え	○	○	○	
		定電圧電源装置取替え	○	○	○	
		NFブレーカ取替え	○	○	○	
		電動機	電動機巻線絶縁処理	○	○	○
	各軸受ベアリング取替え		○	○	○	
	エンコーダ取替え		○	○	○	
	回転機カーボンブラシ交換		○		○	○
	軸受グリスアップ		○	○	○	○
	巻上機	ギヤ歯当り調整	○		○	
		ギヤ取替え	○		○	
		各軸受ベアリング取替え	○		○	
		綱車溝修正及び取替え	○		○	
		ギヤ油取替え	○		○	
		補充用ギヤ油	○		○	○
		オイルシール取替え	○		○	
		軸受グリスアップ	○		○	○
	防振ゴム取替え	○		○		
	階床選択機 (注)	稼動・固定接触子取替え	○		○	
		移動ケーブル取替え	○		○	
		歯車ユニット取替え	○		○	
		かご連結スチールテープ (チェーン) 取替え	○		○	
		マグネットコイル取替え	○		○	
		先行モータ取替え	○		○	
	電磁ブレーキ	ブレーキシュー(ライニング)取替え	○		○	
ブレーキ分解手入れ・オーバーホール取替え		○		○		
マグネットコイル取替え		○		○		
ブレーキプランジャー・コア・ガイド取替え		○		○		
軸・軸受取替え		○		○		

		ブレーキスイッチ取替え	○		○	
		ブレーキアーム取替え	○		○	
	調速機	軸受ベアリング取替え	○	○	○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
		調速機本体取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
	油圧機器	ポンプ修理		○	○	
		バルブ取替え		○	○	
		電磁コイル取替え		○	○	
		ユニットOリング取替え		○	○	
		ストレーナ取替え		○	○	
		パッキン取替え		○	○	
		高圧ゴムホース取替え (注)		○	○	
		作動油取替え		○	○	
補充用作動油			○	○	○	
作動油冷却装置取替え (注)			○	○		
配管継ぎ手ラバーリング取替え			○	○		
駆動ベルト取替え			○	○		
かご	外部への連絡装置	インターホンバッテリー取替え	○	○	○	
	停電灯装置	停電灯バッテリー取替え	○	○	○	
		停電灯ランプ交換	○	○	○	○
	操作盤	操作盤スイッチ類取替え	○	○	○	
		操作盤ランプ交換	○	○	○	○
	階床表示	階床表示ランプ交換	○	○	○	○
	かご戸	ドアハンガー・ローラ取替え	○	○	○	
		連結ロープ・チェーン取替え	○	○	○	
		ドアレール取替え	○	○	○	
		乗場戸との連結装置取替え	○	○	○	
		ドアシュー取替え	○	○	○	
	戸閉め安全装置 (セフティシュー)	アーム (レバー) 取替え	○	○	○	
		ケーブル取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
		マグネット取替え	○	○	○	
	光電装置 (注)	受光部・投光部取替え	○	○	○	
		ユニット取替え	○	○	○	
	照明	イルミネーションランプ取替え	○	○		
		かご内照明ランプ交換	○	○	○	○
	かご枠	防振ゴム取替え	○	○	○	
	はかり装置	スイッチ取替え	○	○	○	
		はかり装置取替え	○	○	○	
かご上	戸の開閉装置	ドアモータ・整流子取替え	○	○	○	
		軸受 (ベアリング) 取替え	○	○	○	
		エンコーダ取替え	○	○	○	
		駆動ベルト・チェーン取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
		歯車ユニット取替え	○	○	○	
		ギヤオイル取替え	○	○	○	
		補充用ギヤ油	○	○	○	○
	かご上機器	ガイドシュー・ローラ取替え	○	○	○	
		位置検出・着床装置取替え	○	○	○	
		かご上照明ランプ交換	○	○	○	○
		給油器取替え	○	○	○	

	釣合おもり	給油器補充用油	○	○	○	○
		ガイドシュー・ローラ取替え	○		○	
		給油器取替え	○		○	
		給油器補充用油	○		○	○
乗場	乗場の戸	ハンガーローラ取替え	○	○	○	
		ドアレール取替え	○	○	○	
		連結ロープ・チェーン取替え	○	○	○	
		ドアインターロックスイッチ取替え	○	○	○	
		ドアクローザー取替え	○	○	○	
		かご戸との連結装置取替え	○	○	○	
	乗場ボタン	押ボタンスイッチ取替え	○	○	○	
押ボタンランプ交換		○	○	○	○	
階床表示	階床表示ランプ交換	○	○	○	○	
昇降路・ピット	かご・おもり吊り車(注)	かご吊り車ベアリング取替え	○	○	○	
		おもり吊り車ベアリング取替え	○		○	
		綱車取替え	○	○	○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
	主ロープ	主ロープ切り詰め	○	○	○	
		主ロープ取替え	○	○	○	
	調速機ロープ	調速機ロープ切詰め	○	○	○	
		調速機ロープ取替え	○	○	○	
	釣合ロープ、鎖(注)	釣合ロープ(鎖)切詰め	○		○	
		釣合ロープ(鎖)取替え	○		○	
	非常止め装置ロープ(注)	非常止め装置ロープ取替え	○		○	
	移動ケーブル	移動ケーブル取替え	○	○	○	
	昇降路・ピット内機器	エンコーダ取替え	○	○	○	
		リミットスイッチ取替え	○	○	○	
	調速機(注)	軸受ベアリング取替え	○	○	○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
		調速機本体取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
	テンションプーリー	軸受テンションプーリーベアリング取替え(注)	○	○	○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
	ブランジャー・シリンダー	グランド部ダストシール取替え		○	○	
		グランド部パッキン取替え		○	○	
		ブランジャープーリーベアリング取替え(注)		○	○	
		軸受グリスアップ(注)		○	○	○
	かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ取替え	○	○	○	
		かご下プーリーベアリング取替え(注)	○	○	○	
		軸受グリスアップ(注)	○	○	○	○
緩衝器	油入り緩衝器油取替え(注)	○		○		
	油入り緩衝器油補充(注)	○		○		
	ピット点検用照明ランプ交換	○	○	○	○	
付加装置(注)	地震時管制運転装置	感知器取替え	○	○	○	
	停電時自動着床装置	リレー取替え	○	○	○	
		バッテリー取替え	○	○	○	
	火災時管制運転装置	リレー取替え	○	○	○	
	自家発管制運転装置	リレー取替え	○	○	○	
監視盤	表示ランプ交換	○	○	○	○	

オートアナウンス装置	本体取替え	○	○	○	
	バッテリー取替え	○	○	○	
故障自動通報システム	本体取替え	○	○	○	
	バッテリー取替え	○	○	○	
マルチビームドアセンサー	本体取替え	○	○	○	
超音波ドアセンサー	本体取替え	○	○	○	
かご内防犯カメラ	カメラ本体取替え	○	○		
	録画装置取替え	○	○		
かご内クーラー	フィルター取替え	○	○		
	冷媒補充、取替え	○	○		

(注) 当該装置がある場合に限る。



### 3 利用開始方法

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用するには、環境の準備 (政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

**推奨環境の準備** → **調達ポータル** → [https://www.p-portal.go.jp/how\\_to\\_use](https://www.p-portal.go.jp/how_to_use)

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記URLをご確認ください。

### 電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者 (認証局) が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム) に住所を明記していただくようお願いいたします。

#### 【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社 (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス)	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB (一般向け・属性型証明書))	×	○
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局)	○	×
電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度)	○*	○
株式会社トインクス (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	○	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	○	×
地方公共団体情報システム機構 (公的個人認証サービス) (マイナンバーカード)	○	×

※日本電子認証 (法人認証カードサービス)

**利用者登録** → <https://www.p-portal.go.jp/manuals>

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」、または「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代理人)」をご確認ください。

#### お問合せ先

■ 不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

**調達ポータル** → <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■ FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

**調達ポータル** → **ナビダイヤル** ☎0570-000-683 **IP電話等** ☎03-4332-7803

受付時間: 平日 9時00分~17時30分  
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受け付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



# 政府電子調達 (GEPS)

ジープス

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、  
インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

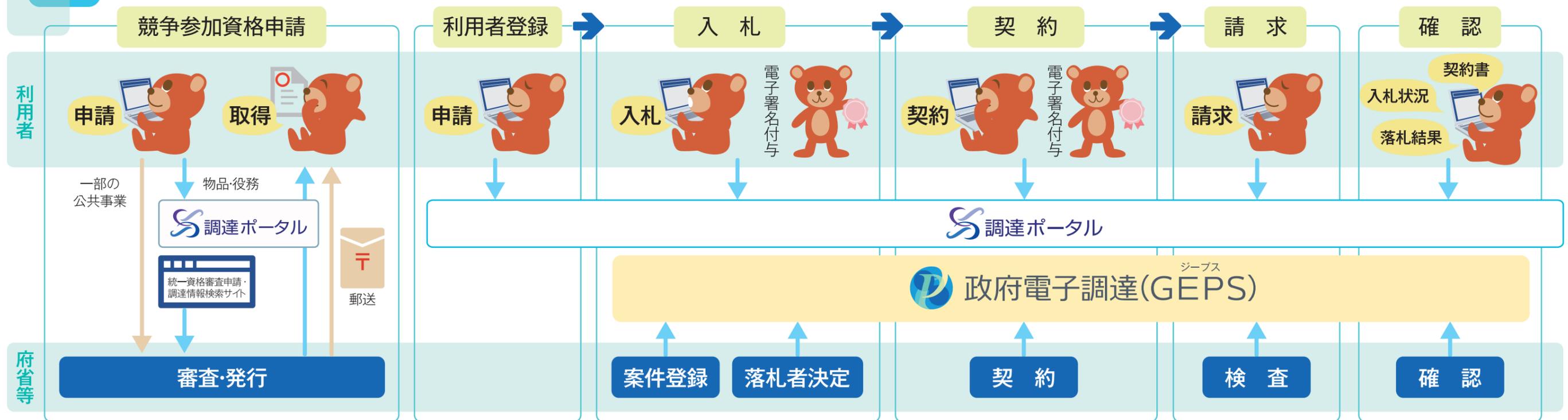
調達ポータル

検索



内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

# 政 府電子調達 (GEPS (ジープス))



## 1 政府電子調達 (GEPS (ジープス))とは

### 政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

### 窓口を統一

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

### 利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

## 2 ご利用のメリット

上記の業務をワンストップでできる！

### ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

### 常時利用可能\*

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

※システムメンテナンス時を除きます。

### 印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

### 移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

### 書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

### 印鑑が不要\*

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

※法令で義務のある場合を除きます。